

水害リスクへの備えは大丈夫ですか？

～計画的な備えのお願い～

令和2年9月4日 作成

1 水害によっても、環境汚染事故は起こり得ます

近年、日本各地で、これまでの想定を超える豪雨に見舞われることが増えてきています。

滋賀県においても、平成29年の台風21号に伴う集中的な豪雨により、河川の堤防が決壊し、約150haもの広範囲の土地が浸水被害を受けました。

この浸水被害に伴い、油を使用していた工場も水没したため、工場内の油槽の油（約18,000L）が周辺地域一帯（約40ha）に流出し、流出した油が琵琶湖まで到達するという事案が発生しました。

多量の油が周辺地域に流出した結果、農産物への被害や農地復旧に多額の費用が生じるとともに、油の拡散防止対策が終了するまでには半年以上の時間を要することとなりました。

こうした事例を教訓として、油や有害物質などの流出による環境汚染事故を未然に防ぐためには、施設の老朽化や機器の操作ミスなどへの対策を講じることに留まらず、浸水等の水害リスクも想定し、計画的に備えておくことが必要です。



道路と農地に浸水している状態 (H29. 10. 23)



工場に浸水している状態 (H29. 10. 23)



油の拡散を防ぐためにオイルフェンスを展開 (H29. 10. 23)

2 起こりうる事故を想定し、必要な対策をお願いします

浸水による環境汚染事故を未然に防止するため、各事業場において想定される浸水深さや、各事業場の業態・取扱品目などを踏まえて起こりうる事故を想定し、必要な対策を計画的に行っていただくことが大切です。

各事業場において必要な対策を進めていただくための参考として、浸水に伴って起こりうる事故の想定例や、浸水への対策の取組事例を紹介します。

各事業場の事業地において想定される「水害リスク」を確認する方法については、

滋賀県 土木交通部 流域政策局 流域治水政策室 が作成しているチラシをご覧ください。

(1) 浸水に伴って起こりうる事故の想定例

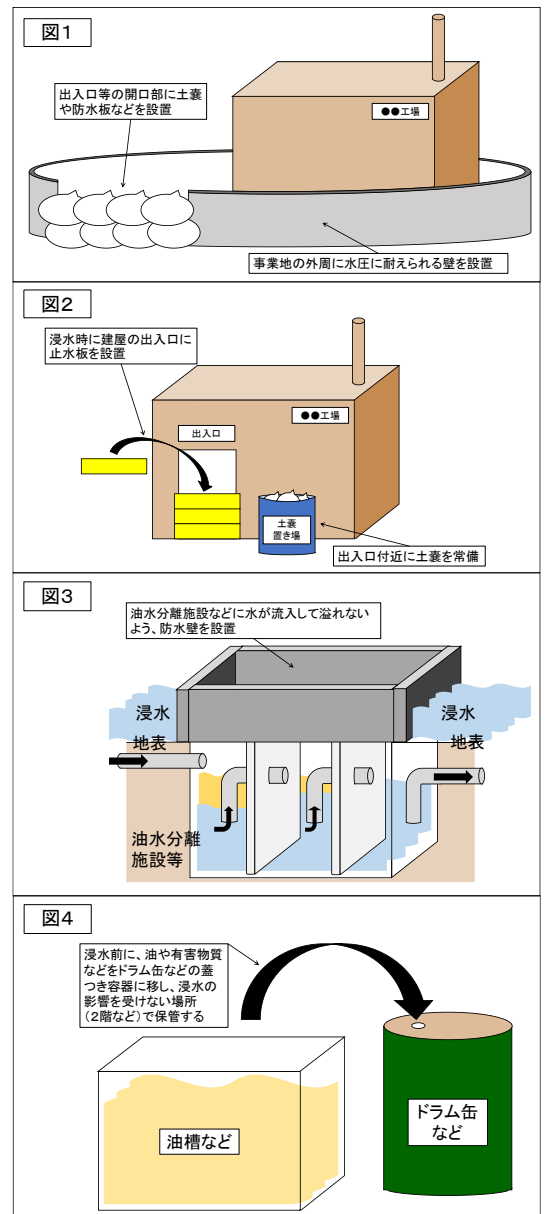
- 油や有害物質等の流出
表面処理施設等の特定施設、貯油施設や油水分離施設などの水没により、貯蔵・使用・処理等を行っていた油や有害物質等が流出する。倉庫等に保管している原料や製品が流亡する。
- 設備や機器への被害・電源喪失に伴う設備の制御不能
ポンプの停止や処理施設の故障などにより、油や未処理水などが周辺環境に流出する。
- 水没による水蒸気爆発・化学反応による発火等
炉や高温になる施設の稼働中に浸水が起こることで水蒸気爆発が起こり、使用していた物質が周辺環境に飛散する。水と化学反応を起こす物質により、発火したり可燃性ガスが生じたりする。

など

(2) 浸水対策の取組事例

- 土嚢や止水板などの浸水を防ぐ資材の準備 (図1,図2)
- 防水壁の設置や施設等の高上げ (図1,図3)
- 事前に油や有害物質等を浸水影響のない場所へ移送 (図4)
- 敷地内の水を排水するポンプの設置
- 炉や高温になる施設の事前停止
- 水と化学反応を起こす物質等を2階などの高所で保管
- 自然災害対策マニュアルの作成や対策訓練の実施

など



3 万が一環境汚染事故が起きてしまったら...

(1) 事故時の措置

水質汚濁防止法の特定事業場や貯油施設等を有する事業場から、油や有害物質等が流出してしまった場合などには、直ちに応急の措置を講じるとともに、速やかに事故の状況と講じた措置の概要を県(地域を所管する環境事務所あて)に届け出なければならないこととなっています(水質汚濁防止法第14条の2等)。

(2) 連絡

水質汚濁防止法以外の法令に基づく対応や地域住民の方などへの対応のため、関係する市町、消防・警察等の行政機関、下流等の利害関係者(漁業協同組合・土地改良区等)への連絡も必要です。

【問い合わせ先・事故時の措置の届出先】

| | | |
|-----------------|--------------|----------------------------|
| 滋賀県 琵琶湖環境部環境政策課 | 077-528-3357 | |
| 南部環境事務所 | 077-567-5444 | (所管地域：草津市、守山市、栗東市、野洲市) |
| 甲賀環境事務所 | 0748-63-6133 | (所管地域：甲賀市、湖南市) |
| 東近江環境事務所 | 0748-22-7758 | (所管地域：近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町) |
| 湖東環境事務所 | 0749-27-2255 | (所管地域：彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町) |
| 湖北環境事務所 | 0749-65-6650 | (所管地域：長浜市、米原市) |
| 高島環境事務所 | 0740-22-6066 | (所管地域：高島市) |

(※大津市内にあっては、大津市環境部環境政策課 077-528-2735 が水質汚濁防止法を所管)

二次的な被害を最小限にとどめるためにも、計画的な備えをお願いします。

チラシを掲載している
滋賀県ホームページ
へのリンク↓



あなたの事業場の「水害リスク」を確認して下さい。

＜浸水被害への備え＞

直接的な浸水被害のほか、油流出など2次的な被害事例が発生しています。

まずは、あなたの事業場の「水害リスク」を調べてみましょう！！

＜あなたの事業場の「水害リスク」の確認方法＞

「水害リスク」は、滋賀県ホームページの「滋賀県防災情報マップ」で確認できます。右図のように、浸水深は地盤面から浸水時の水面までの想定の高さを表現しています。

事業場の「水害リスク」を確認し、災害に備えてください。

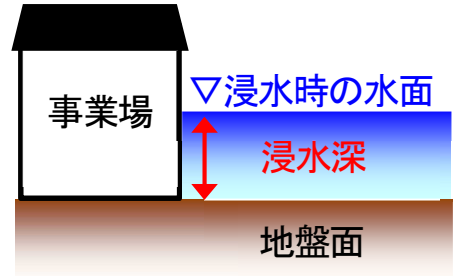


図1. 浸水深とは

▼ 滋賀県防災情報マップ <https://shiga-bousai.jp/dmap/>

大雨が降った場合に想定される浸水深さ

| | |
|------|------|
| 2階軒下 | 5.0m |
| まで浸水 | 4.0m |
| | 3.0m |
| 1階軒下 | 2.0m |
| まで浸水 | 1.0m |
| 1階床下 | 0.5m |
| 浸水 | 未満 |

解析対象外

図2. 滋賀県防災情報マップ（地先の安全度マップ）

滋賀県防災情報マップから事業場の地盤高や浸水深を確認する方法は次頁に記載しています。右のバーコードから見られます。➡



あなたの事業場の「水害リスク」を確認して下さい。

＜滋賀県防災情報マップの水害リスクマップの種類＞

琵琶湖を含む県内の主要な16河川がそれぞれ氾濫したときの浸水深等をあらわした「洪水浸水想定区域図」とこれ以外の小さな河川や水路が溢れる“内水氾濫”もあらわした「地先の安全度マップ」が確認できます。

なお、この2種類の水害リスクマップを踏まえ、各市町が独自に「洪水ハザードマップ」を作成しています。(市町のホームページで見られます)

＜滋賀県防災情報マップの使用方法＞

確認手順①：滋賀県防災情報マップの水害リスクマップへ

https://shiga-bousai.jp/dmap/map/index?l=M_r_k_risk_map



確認手順②：画面左側の凡例から見たい図を選択する。

「地先の安全度マップ」

地先の安全度マップ

● 最大浸水深図 1/200年 解説

確率

200年に一度の大雨（時間最大131mm程度
の雨が降った場合）

「洪水浸水想定区域図」

洪水浸水想定区域図(2017年
以降更新)

● 草津川 想定最大規模 解説

想定最大規模降雨による浸水区域および水深

確認手順③：それぞれのマップの地盤高や浸水深を確認する。

「地先の安全度マップ」

地先の安全度マップ

● 最大浸水深図 1/200年 解説

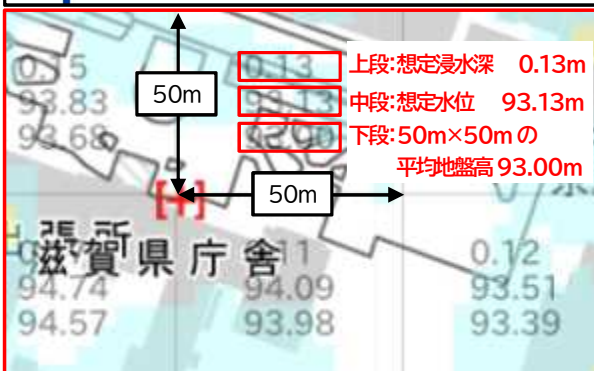
確率

200年に一度の大雨（時間最大131mm程度
の雨が降った場合）

▶ 浸水警戒区域（外部リンク）

浸水深詳細200年確率

| | |
|--|--------------------|
| | 上段: 想定浸水深[m] |
| | 中段: 想定水位(T.P.+)[m] |
| | 下段: 地盤高(T.P.+)[m] |



「洪水浸水想定区域図」



| | |
|--------|-----------------------|
| 図面名 | 琵琶湖 洪水浸水想定区域図(想定最大規模) |
| 河川名 | 琵琶湖 洪水浸水想定区域図 |
| 浸水深(m) | 0.87 |
| 浸水深ランク | 0.5m~1.0m未満 |
| 標高(m) | 86.07 5m x 5mの平均地盤高 |
| 指定年月日 | 平成31年3月19日 |

＜問い合わせ先＞ 滋賀県 土木交通部流域政策局 流域治水政策室 077-528-4290